

# 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱

(平成22年1月22日 市長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な災害が発生した際（以下「大規模災害時」という。）において、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、及び公表し、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源の提供を受けることにより、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、川崎市防災協力事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人及びその他の団体並びに個人をいう。

## (災害の種類・期間)

第3条 この要綱において、「大規模災害時」の種類とは、地震災害・風水害（台風・集中豪雨）、大規模な事故（列車事故等）を指す。また、支援する期間は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲の期間とする。

## (登録要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所等を川崎市防災協力事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること。
- (2) 別に定める基準に該当しないこと。

## (登録手続)

第5条 制度に登録しようとする事業所等の代表者は、川崎市防災協力事業所登録（変更）申請書（様式第1号の1）及び川崎市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表（様式第1号の2。以下これらを「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、第4条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に登録証（様式第2号）及び登録用ステッカーを交付するものとする。

## (平常時協力項目)

第6条 登録事業所は、平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 地域活動に対する事業所等の施設の提供
- (5) その他

(災害時協力項目)

第7条 登録事業所は、大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 資機材等の貸出
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他防災上必要な協力

(登録事業所の公表)

第8条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが川崎市防災協力事業所であることを名刺等の印刷物に表示することができるものとする。

(経費負担)

第9条 第6条及び第7条の規定による協力項目の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第10条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。なお、登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。

- (2) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
  - (3) 第4条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
  - (4) 川崎市防災協力事業所登録抹消届（様式第3号）を市長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。
  - (5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときには、川崎市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証及び登録用ステッカーを市長に返還しなければならない。

（情報の交換）

第12条 市及び登録事業所は、協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（確認等）

第13条 市長は、必要に応じ、制度に登録しようとする事業所等又は登録事業所が別に定める基準に該当する者であるか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（庶務）

第14条 登録等に関する庶務は、危機管理本部が行う。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 川崎市防災協力事業所登録（変更）申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

事業所所在地

事業所名

代表者

生年月日

年 月 日生

登録番号※

※変更申請のみ

川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、（登録・変更）したので届出します。

事業所の概要	業種		電話番号（公開用）	
			電話番号（連絡用）	
			FAX番号	
	従業員数	人	E-Mail	
	担当部署		担当者氏名	

※ 暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

※ 申請者が法人の場合、様式第1号の2（第5条関係）も併せて提出してください。

### 平常時協力項目

- 地域の防災訓練への参加
- 地域の防災に関する会合等への参加
- 清掃活動等の地域活動への参加
- 地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供
- その他

※ □部分については、該当する区分にレ点を記入してください。

## 災害時協力項目

### ①【労務提供】

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 初期消火                      | <input type="checkbox"/> 負傷者の救護活動 |
| <input type="checkbox"/> 避難誘導                      | <input type="checkbox"/> 負傷者の搬送   |
| <input type="checkbox"/> 資機材（バール、ジャッキなど）を用いた救出活動   | <input type="checkbox"/> 障害物の除去   |
| <input type="checkbox"/> 技術者の派遣（家屋被害認定士、応急危険度判定士等） |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他（                      | ）                                 |

### ②【物資提供・貸出】

- 食料品（カップラーメン、レトルト食品、米等）
- 飲料水（缶・ペットボトル飲料等）
- 医薬品・衛生材料・介護用品（家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつ等）
- 日用品（タオル、軍手、雨具、懐中電灯等）
- 衣類・身の回り品（服、防寒着、下着、タオル等）
- 寝具（布団、毛布、枕等）
- 井戸水（井戸の提供）
- 仮設物（トイレ、風呂、テント等）
- 資機材（バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等）
- 電化製品（テレビ、ラジオ、照明器具等）
- アウトドア用品（自転車、寝袋、ガスコンロ等）
- 学用品（文房具、かばん等）
- その他（

### ③【一時避難場所等の提供】

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 駐車場  | <input type="checkbox"/> 体育館 |
| <input type="checkbox"/> グランド | <input type="checkbox"/> 会議室 |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ）                            |

一時避難場所として提供する施設の所在地※

( )

※ 事業所の所在地と異なる場合は記載してください。

### ④【その他】

- その他の防災・救援活動等、独自の取組
- ( )

※ □部分については、該当する区分にレ点を記入してください。

※ 事業所の名称、所在地、電話番号（公開用）及び御協力いただく内容については、本市ホームページ等で公表させていただきますので、御了解ください。

川崎市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表

役職名	氏名	ふりがな	現在の役員	
			年 月 日	住所
代表者				

※ 記載された役員等に変更が生じたときは、速やかに変更後の一覧表を提出してください。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

事業所名  
代表者

登録番号

# 登録証

（事業所名）

（代表者）

様

貴事業所は、川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱第4条の登録要件に適合していると認めます。

よって、川崎市防災協力事業所として登録しましたので登録証を交付いたします。

年 月 日

川崎市長

印



年 月 日

## 川崎市防災協力事業所登録抹消届

（あて先）川崎市長

事業所所在地

事業所名

代表者

登録番号

川崎市防災協力事業所の登録を、次のとおり抹消したいので申し出ます。

理 由	
備 考	

担当部署			
担当者氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

様式第4号（第11条関係）

川 危 対 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長

## 川崎市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書

平成 年 月 日（登録番号 ）で登録した川崎市防災協力事業所については、次のとおり登録を抹消したので、速やかに登録証及び登録用ステッカーを返還してください。

1 登録を抹消した年月日

2 登録を抹消した理由